

経 済 産 業 省  
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部 東 北 支 部

制定 平成17・11・16産保東第10号  
平成17年12月5日  
改正 20250318産保東第3号  
令和7年4月1日

廃止前の保安技術職員国家試験規則(昭和25年通商産業省令第72号、以下「旧試験規則」という。)による国家試験合格証を亡失し、またはき損したときの合格者の証明手続きについて以下に定める。

関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部 東 北 支 部 長

1. 旧試験規則による国家試験合格者の証明を受けようとする者は、様式第1号により申請する。  
なお申請者は証明を受ける本人とする。
2. 合格の確認は、関東東北産業保安監督部東北支部で保有する「保安技術職員国家試験合格者台帳」で行う。
3. 2.により合格していることを確認した場合は、様式第2号により合格者の証明を行う。
4. 2.により合格していることを確認できない場合は、様式第3号により証明申請書を返戻するとともに他の産業保安監督部等で証明が可能な場合は、その旨を申請者に教示する。

附 則 (20250318産保東第3号)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に申請のあったものについては、なお従前の例による。

旧保安技術職員国家試験規則に係る国家試験合格者の証明申請について

年 月 日

関東東北産業保安監督部東北支部長 殿

現住所  
申請者  
生年月日 生

下記の国家試験の合格証を亡失（き損）したので、旧保安技術職員国家試験規則に係る国家試験に合格していることを証明していただくよう申請します。

記

1. 国家試験合格証の種類
2. 国家試験合格証番号